

## 公共ライドシェア実証運行業務委託契約書（案）

大和高田市（以下「委託者」という。）と（受託者名）（以下「受託者」という。）とは、以下のとおり、業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（委託内容）

1. 委託者が受託者に委託する業務（以下「本業務」という。）は、公共ライドシェア実証運行業務（以下「本事業」という。）に関し、次の各号に定める業務とする。なお、具体的な内容については、別途「公共ライドシェア実証運行業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとし、仕様書は本契約と一体をなすものとする。
  - (1) 配車アプリケーションおよび配車システムの構築業務
  - (2) コールセンターの設置および運営業務
  - (3) 運行業務に関すること
  - (4) データの取得・調査および分析に関する業務
2. 受託者は、本業務の実施にとって必要な場合には、いつでも委託者に対して協議を求め、本業務の実施に際して従うべき事項の変更を委託者に要請することができる。
3. 受託者は、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を実施するものとする。
4. 委託者及び受託者は、本事業が道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送であり、その実施主体は委託者であることを確認する。本事業に係る乗客その他の第三者との関係においては、委託者が一次的な責任を負うものとし、乗客との間の旅客運送契約は、実施主体たる委託者を当事者として成立する。

### 第2条（検査及び引き渡し）

1. 受託者は、委託業務が完了したときは、速やかに、業務完了届とともに仕様書に定める成果品を委託者に提出しなければならない。
2. 委託者は、前項の規定により、成果品の提出を受けたときは、遅滞なく検査しなければならない。
3. 受託者は、前項の検査に合格した後に、委託者に成果品の引渡しを行うものとする。

### 第3条（対価及び支払方法）

1. 本業務の対価は、金〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
2. 委託者と受託者は、対価の支払時期及び方法について、別途協議の上で決定する。
3. 委託者は、前条の検査が完了した後、受託者より請求書を受理してから30日以内に受託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込に係る手数料は委託者の負担とする。

### 第4条（費用負担）

本業務に伴って発生する費用は、委託者及び受託者で別途合意しない限り、受託者の負担とする。

#### **第5条（関係資料等の提供）**

受託者は、本業務の遂行に必要と認めるときは、委託者に対して、本業務の実施に必要となるデータを合理的な範囲内で無償提供するよう求めることができる。

#### **第6条（再委託）**

受託者は、業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。  
この場合において、受託者は再委託先の行為について、委託者に対し一切の責任を負うものとする。

#### **第7条（秘密保持及び個人情報の取扱い）**

1. 受託者は、この契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
2. 受託者は、本業務の履行に関して知り得た個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律及び仕様書を遵守し、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### **第8条（契約の変更等）**

1. 委託者は、受託者の行う業務が完了するまでの間において必要がある場合は、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができるものとする。
2. 前項の規定により業務内容の変更又は業務の一時中止を行う場合は、双方協議して書面によりこれを定めるものとする。

#### **第9条（解除）**

委託者は、受託者からの契約の解除の申入れがあった場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受託者が正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) 受託者が契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 受託者が正当な理由がなく契約の履行のため甲が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。
- (4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。
- ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、委託者から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。
- ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

#### 第10条（違約金）

前条各号に該当し、契約を解除したときは、委託者は、受託者に対し、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。

#### 第11条（談合等による解除）

1. 委託者は、受託者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。
  - (1) 公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。
  - (2) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。
  - (3) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2. 委託者は、前項の規定による契約解除をした場合において、受託者に損害が生じてもその責めを負わない。

#### **第12条（賠償金）**

前条第1項各号のいずれかに該当するときは、受託者は、委託者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も、同様とする。

#### **第13条（損害賠償）**

委託者又は受託者は、本契約の履行に関連して相手方の責に帰すべき事由により損害を与えた場合には、相手方に現実に生じた通常かつ直接の損害に限り賠償する責任を負う。ただし、賠償額の上限は、本契約の対価の総額とする。

#### **第14条（遅延利息）**

受託者が、その責めに帰すべき理由により履行期限内に当該契約を履行しないときは、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、契約金額から既済部分に対する相当額を控除した額について年2.5%を乗じて計算した額を遅延利息として委託者に支払わなければならない。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

#### **第15条（権利義務の譲渡禁止）**

委託者及び受託者は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

#### **第16条（契約期間）**

1. 本契約の期間は、本契約締結日から令和8年2月27日までとする。
2. 前項に定める契約期間中に本契約が終了する場合、受託者は、終了時点までに本業務を履行した割合に応じて、その対価を受領することができる。

#### **第17条（データの引継ぎ）**

契約期間が終了したときは、受託者は、本業務により蓄積されたすべてのデータを委託者に無償で引き継ぐものとする。データ形式はCSV形式を基本とする。受託者は、引継ぎの完了を委託者が確認した後、速やかに当該データを確実な方法で消去し、委託者に報告しなければならない。

#### **第18条（反社会的勢力の排除）**

受託者は、自己又は自己の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員等、反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証する。

#### **第19条（準拠法・合意管轄）**

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因又は関連して生じた一切の紛争については、委託者の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第20条（存続条項）**

本契約終了後も、第7条（秘密保持及び個人情報の取扱い）、第13条（損害賠償）、第15条（権利義務の譲渡禁止）、第17条（データの引継ぎ）、第19条（準拠法・合意管轄）、及び本条の規定は、その効力を存続する。

#### **第21条（協議事項）**

本契約及び仕様書に定めのない事項又はこれらの解釈に関する疑義については、委託者及び受託者双方が誠意をもって協議して解決する。

#### **第22条（補則）**

受託者は、この契約書に定めるもののほか、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

本契約成立の証として本契約書2通を作成し、委託者及び受託者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者：

奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市

大和高田市長 堀内 大造

受託者：